

## 成島信遍年譜稿（十三）

久保田 啓 一

【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、幕府書物方日記、名家叢書、春の御ふね

元文五年 庚申 一七四〇 五十二歳

○ 正月二十七日、「古今韻会」を差し出すよう、書物奉行桂山三郎左衛門に伝達する。  
〔幕府書物方日記〕十六

「肥前守」は前年まで御側衆を勤めた戸田肥前守正峯。職を辞してなお吉宗の側に出入していたものと思われる。「古今韻会」はこの年三月六日に返却された。

この日、加納遠江守久通より、「説文」六冊と「六書故」二十冊を差し出すよう、詰番の書物奉行桂山三郎左衛門に指示が下り、桂山は命の通りに二点を差し出した。その記事を受けて次のようである。

○ 二月一日、御側衆巨勢縫殿頭至信の指示を受け、「四書名物考」他二点の借り出しを仲介する。また、小堀土佐守政方を通じての吉宗の里歩についての質疑を書いた書付二葉を持参し、これまでの調査を説明して、さらなる調査を依頼する。  
〔幕府書物方日記〕十六

右之節、左之御書物差出候様二道筑申聞候二付、差出候処、肥前守殿御請取被成候。

四之五十七 庚申三月六日下ル。

古今韻会 十冊

唐表紙・黄紙書外題、トヂ糸無之ノ下包。

前日、巨勢至信から「旧唐書」の差し上げの命を伝えられた奉行水原次郎右衛門は、二月一日の六時に同書を差し出した。それに続いて、

右、縫殿頭殿え差出之候。其節又、左之通御用之旨縫殿頭殿被

仰渡候之由、道筑申聞、則左之通道筑を以縫殿頭殿え差出之候。

として、「四書名物考」他二点の書誌事項を摘記する。さらに、

左之御書付二葉、道筑御藏え持参、写留置候而御書物方二而何も相考へ、有無之義近々申上候様二、小堀土佐守御申聞候由二御座候。

として、二枚の書付の記事を掲げ、

右御書付之趣、里歩之考道筑も被仰付、先達而より奥二在之候御書物共相考候へども、相知不申候。依之、今日御藏へ罷出、武備志・大明一統志・異称日本伝・性理大全・文献通考、此五部ハ考候得共、里歩之義無之段書付、罷帰候。四書人物・名物之二書二留青日札ヲ引而方里之事有之候故、右之書差上候事二罷成候。右之外、各様思召当り次第御考可被成候。但、二三年以来奥え上り居候御書物之内ニ可有之哉と道筑申候。其御心得二て御考可然存候。尤、急々申上候様二土佐守殿御申候由、三日四日両日之内御申上候様ニと奉存候。尤、何々之書御考候と御書付御出し候様ニと道筑申候。勿論拙者存当り曾而無御座候。今日考候分、別紙書付置候。

と、信遍からの経緯の説明及び追加調査の依頼を正確に書きとめる。索引とてない漢籍の山から、短時日のうちに里歩に関する記事を探り出すという作業に、信遍と書物奉行達はそれぞれの学識だけを頼りに取り組むこととなる。

○ 二月二日、里歩について書物方で調査する。

〔幕府書物方日記 十六〕

成島道筑御用之儀二付、罷出候。諸書物遂吟味候。昨日之御用二而候。

「昨日之御用」とは、いうまでもなく里歩に関する文献調査である。

○ 二月三日、引き続き書物方で調査に従事する。

〔幕府書物方日記 十六〕

成島道筑罷越、此間之御用向二付、御書物考之、今日も相知不申候。

作業は容易には結実しそうにない。

○ 二月五日、「月令広義」の文庫からの借り出しと文庫への返却を担当する。また、御書物方に「文献通考」の調査を再度依頼する。

〔幕府書物方日記 十六〕

月令広義御用二付、先差出し候様二道筑申候二付、則道筑を以差出候処、御用相済、早速下り申候。依之、御側衆え御届ケ不

申上候。

(中略)

文献通考尚又考度候由、道筑申聞候二付、今日考候へ共、御用之筋見へ不申候。

「文献通考」はすでに二月一日に検索して「里歩之義無之段」(二月一日条)を確認済みであった。信遍はその折の調査が不十分だったのではないかと危ぶみ、再度の点検を申し入れたらしい。結果は前回同様である。

○ 二月十三日、里歩の件につき深見新兵衛と対談、新兵衛が「考工記述註」「考工記通」「周礼古本訂註」の三部を調査する。

(『幕府書物方日記』十六)

考工記述註・考工記通・周礼古本訂註、右三部、道筑へ先刻対談之上、御藏ニ而考申候へ共、御用之筋見へ不申候。

依然として里歩に関する調査は継続している。

○ 二月十六日、昼時に桂山三郎左衛門と字書類をすべて調査する。また「五車韻瑞」を借り出して戸田肥前守正峯に差し出す。

(『幕府書物方日記』十六)

昼時、成島道筑字書之分不残<sup>七箱</sup>、拙者も共ニ考之。

四ノ五十八

五車韻瑞 十七ノ卷 一冊

(中略)

右ハ、道筑持帰、肥前守殿え差出之。

「五車韻瑞」は同年三月六日に返却されることになるが、吉宗の指示による一連の調査に供されたと見てよい。

○ 二月二十日、里歩についての記載が「府志」「県志」にないかとの小堀土佐守政方の内意を、桂山三郎左衛門に伝える。その上で、深見新兵衛・桂山三郎左衛門と協力して司馬法の調査を始めるよう指示を受ける。

(『幕府書物方日記』十六)

道筑方より、土佐守殿御内意ニ而、此間之考物府志・県志ニも無之哉之段申来候。府志・県志之類夥敷故、急ニは済兼候由、返事いたし候。

(中略)

此間之府志・県志之御用相済不申由、申上候間、先差止可申候。新規ニ司馬法之御用、新兵衛・三郎左衛門・道筑三人ニ而相考、出し可申候。明日より初可申候。道筑御藏へ可被遣由被仰渡候。

(下略)

さすがの書物奉行達も、際限のない調査指示にいささか閉口気味のようにある。「府志」「県志」の検索は短時日では無理となり、かわって司馬法の考証が信遍達に命ぜられた。吉宗とその側近達が中国の土地制度に関心を持っていたことが窺える。

○ 二月二十一日、深見新兵衛・桂山三郎左衛門と協力して「通典」の調査を開始する。  
〔幕府書物方日記〕 十六

昨日被仰付候考物二付、拙者共兩人・道筑罷出、通典考申候。

この日の詰番は新兵衛で、三郎左衛門は「考物御用二付臨時」(当日条)の出勤となった。

○ 二月二十二日、桂山・深見と「通典」を検索する。

〔幕府書物方日記〕 十六

道筑罷出、三郎左衛門・新兵衛致加出、通典考之。

桂山・深見の両奉行は、この業務のために「加出」(当日条)として出勤した。詰番は水原次郎右衛門から川口頼母に交替してい

る。「通典」調査はあくまでも桂山・深見の二名が引き受けており、水原や川口は従事していない。

○ 二月二十四日、「杜氏通典」の検索終了する。

〔幕府書物方日記〕 十六

此間急ニ考候様ニ被仰付候杜氏通典之御用筋、今日相済申候。

里歩の考証を一旦止めて開始した「杜氏通典」(通典)の検索が終了した。もっとも、翌二十五日条には、

此間三百六十歩之考相止候由ニ御座候処、昨日又々土佐守殿被申聞候ハ、詰番切ニ同役中申合、丑年已来上ケ下ケ致候御書物之分致吟味候様ニと、被申渡候。尤、差急候には不及、詰番切ニ考申候様ニとの義ニ御座候間、仍而今日より考申候。

とあり、「丑年」(直近では享保十八年)以来、文庫と吉宗周辺との間を行き来した書物について、詰番の奉行だけで里歩の調査を継続するように小堀土佐守から指示が下っていることがわかる。「同役中申合」というから、この業務は書物奉行全員が関与し、詰番として勤務する傍ら、ほそほそながら従事することが求められている。

なお、この仕事は同年三月二十三日に終了した。同日条に、

里歩之考、致之。(但、巳・午・未之日記致吟味候之所、可考御書物無之候。然者、今日迄ニ先考仕廻ニて御座候様ニ奉存候。

——以上割書（引用者注）

とあるので、奉行達は元文二年（四年）の書物方日記を吟味し、出入りの書物を一覧した上で、里歩の考証に資する記事を求め得ないと判断したことが知られる。吉宗の記憶がそもそもあやふやで、周囲の幕臣達はそれに振り回された恰好となった。

○ 二月二十七日、「杜氏通典」五冊を御書物方に返却する。

（『幕府書物方日記』十六）

去ル廿四日御小納戸え三郎左衛門預ケ被差置候杜氏通典、左之通、成島道筑相渡候二付、請取、改、元番え納之。（下略）

桂山三郎左衛門が御小納戸に預けておいた「杜氏通典」が、信遍を通じて川口頼母へ返却された。

○ 二月、『深見桂山成島考』成立する。（内閣文庫蔵『名家叢書』）

内閣文庫蔵『名家叢書』第四十冊は、表紙に「通典五尺歩之事考 深見桂山成島考」との題簽を有し、内題「通典五尺歩之事考」の下に深見新兵衛・桂山三郎左衛門・成島道筑の三人の姓通称が記されている。内容は『杜氏通典』から里歩尺の関係を示す箇所を抄出したものであり、まさに信遍や書物奉行達がこの年二月に吉宗の指

示で調査に没頭した課題の成果の一部を成す。巻末に「元文庚申仲春 兵部少尹書之」との奥書があり、姓名不詳ながら「兵部少尹」の官職名を持つ人物が浄書したと推定されるが、中身は信遍達の調査にもとづくはずである。

また、『名家叢書』には信遍が関与した書物が他にも含まれる。即ち、

○ 第四十一冊『成島考』（元表紙「明史日本伝大意」）

○ 第四十二冊『成島考 平準書』（元表紙「平準書訳」）

○ 第四十三冊『成島考 佩綬』（元表紙「宋陳祥道 礼書卷之

第十九 拔書）

○ 第四十四冊『成島考』（内題「文献通考三百二十四」）

○ 第四十五冊『成島考』（扉題「歩考」「未 考工記」「周礼考

工記訳」「周礼馬政」）

の五冊である。いずれも奥書等がないため成立時期を推測する手がかりを得られないが、「文献通考」「歩考」「周礼考工記訳」などには、この年の作業が反映している可能性がある。特に「歩考」は里歩に関する調査報告の一部としてまとめられたと見てよい。

なお、『関西大学東西学術研究所資料集刊十二 国立公文書館内閣文庫蔵 名家叢書』上・中・下（関西大学出版部、一九八一・一九八二年）の大庭脩氏による「解題」（下所収）によれば、内閣文庫所蔵で、いずれも信遍の手になる「唐服考 成島道筑考」（請求番号 一四七―五二四）「群書奇事 成島考」（請求番号 二二三

一五三の二冊は、本来『名家叢書』に入るべき書物ではなかったか、とのことである。体裁・内容から見ても大庭氏説は肯定できる。特に、「群書奇事 成島考」の巻頭には方針を示す「凡例」（「鳴鳳卿謹識」と末尾にある）が置かれるので、内容を検討するに際して信遍の関心の所在を確認する便宜が与えられることになる。

○ 三月二十一日、冷泉為久・葉室頼胤の隅田川遊覧に随行し、漢詩と和歌を詠じ、紀行文「春の御ふね」（『全集』巻一）を著す。

（『諸家系譜』、『仰高録』、『公武詩歌聞書』、『三世のなみ』他）

まず、成島家が幕府に提出した『諸家系譜』（内閣文庫蔵）の記事を掲げる。

元文五年三月廿一日、冷泉大納言為久卿・葉室大納言頼胤卿、

隅田河遊覧同船、風雅之物語仕候様被仰付、於木母寺饗応之節、

詩歌共差出、春の御舟と申仮名記一帖献上仕候。

同じく内閣文庫蔵『略譜』もほぼ同趣旨だが、「同船」の下に「仕」があり、末尾の「献上仕候」の「仕候」二字を欠くなど、微細な異同を有する。いずれにしても、二人の公卿と「風雅之物語仕候様」命ぜられた信遍を父に持つ和鼎、そして成島家の名譽を物語る文言である。

この年、勅使の冷泉為久・葉室頼胤は、三月十三日に江戸に入り、十五日引見、十八日饗応、十九日辞見という日程をこなした上で、

二十一日の遊覧に臨み、二十三日に江戸を発っている（『有徳院殿御実紀』巻五十一）。信遍に求められたのは、公卿達との雅談の相手をすること、詩歌の詠出、そして遊覧の様を和文にしたためて幕府に提出することの三つであった。特に和文「春の御ふね」は、隅田川遊覧の行程と船上の様子を詳細に語る唯一無比の資料として重んぜられ、「有徳院殿御実紀」巻五十一・「有徳院殿御実紀附録」巻十六の記述の典拠ともなった。また、磯野政武の『仰高録』（内閣文庫蔵）にも、

元文五年の春、伝奏冷泉大納言為久卿・葉室大納言頼胤卿、関

東下向の序、仰によりて三月廿一日隅田河遊覧なり。例の巖今

日殊更にして辰之口を往還の舟場とし、木母寺の御腰掛、并御

茶園場在屋の御腰懸、此外所々之御饗応、舟の中之事ども、兼

日誰彼命を奉て首尾優艶なるのよし。

隅田河に遊覧せし日 為久

すみだ河こ、にけふこしみやこ鳥ありしたためしも問ひてこそ

しれ

花鳥にかすむや千里すみだ河舟とめてみる遠近のはる

はつ花もけふこそみつれ珍しきすみだ河原の春をとひきて

頼胤

ゆたかなる世々をかさねてすみだ河広き流の浪もさはがず

聞しにもこえてこそみれ隅田河みぎわのなみも花に匂ひて

此余何某の詩歌、惣家臣に至まで詠歌等の沙汰、成島信遍記し

たる春のみふねといへるにくわし（是を信遍に望て筆したる一巻、政武家にあり——以上割書（引用者注））。

とあつて、幕臣主体の江戸冷泉派歌壇において、この隅田川遊覧がいかにか話題を集め、随行者信遍の「春の御ふね」の借覧を願う人々がいかに多かつたかを推測することができる。

管見に入った「春の御ふね」は三点。以下、それぞれの成立事情を奥書等をもとに確認した上で、本文の検討に入りたい。

① 東京大学史料編纂所蔵『芙蓉楼全集』（『全集』と略す）巻一所収本

冷泉為村からの、後日新たに写本を作つて送付するようにとの依頼の文言を末尾に備え、それに続いて奥書が並ぶ。

文化六年、此一帖を佐野肥前守義行、冷泉入道等覚殿に見せ参らせければ、

角田河ふかき恵の船遊むかしの春をさしてこそしれおなじとし、五十回の忌に此一帖をかきて後宮へ奉るとて、

勝雄

五十年をふりぬる春の恵なをこの子の末もかけてあふがむ

此一帖、以成島家本書写畢 正路

右春御船一卷、以作者自筆本校合了

時天保甲午二月廿日

墨附式拾式枚

校合大草達成

佐野肥前守義行は三千五百石取りの旗本で、文化六年当時は大番頭を勤める（小川恭一氏編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第三卷〈東洋書林、一九九七年〉）。その義行がどこからか「春の御ふね」の写本を入手し、冷泉為泰に見せて返礼の和歌を受け取つた。この年は、宝暦十年に没した信遍の五十回忌に当り、信遍の孫勝雄が新たに写本を作成し、「後宮」に奉つてもいる。その次の新見正路の奥書は、年月日こそ明示されていないけれども、他の巻同様、文政七年四月から七月にかけて成島家の蔵本を写した際のもものと見てよいだろう（拙稿「成島信遍年譜稿（一）」（『江戸時代文学誌』六号、一九八九年三月。以下「年譜稿（一）」と略す）参照）。

続く天保五年二月二十日に「作者自筆本」をもって校合を加えた旨の奥書が誰の手になるのかは明らかではない。これに関しては、「年譜稿（一）」で述べたように、天保元年に成島家が火災に見舞われ、家伝来の文書・典籍が大半失われたことを考慮に入れる必要がある。もし正路が成島家本の写しに信遍自筆本との異同を精密に記入したのが天保五年二月二十日だったとすると、信遍自筆本が何らかの事情で火災の前に成島家を離れて湮滅を免れたと考えるほかはない。あるいは成島家歴代の誰かが校合を加えたのだとすると、正路が罹災後の成島家に手元の写本そのもの、もしくは副本を提供し、天保五年当時の成島家で、幸いに焼失を免れた信遍自筆本との校合

を果したと見なさなければならぬ。校合の前か後かはともかく、正路は手元の写本そのものか副本を成島家に呈し、維新後に成島柳北旧蔵書として修史局に差し出され、そこに勤める大草達成によって謄写が行われて現在に伝わるといふ経緯をたどることになる。

修史局が可能な限り校合の跡を正確に再現してくれたおかげで、成島家本と信遍自筆本との異同がつぶさに知られるに至ったのはありがたい。自筆本からは成島家本の表現の過不足を修訂しようという意識が読み取れるようである。信遍は、幕府に提出した後に、さらに表現の彫琢を期して、会心の手控えを作成しようとなめたのではなからうか。

② 国立国会図書館蔵『春の御ふね 墨田河遊覧記』

国会図書館本の本文は、『全集』にはあつた為村からの依頼の部分を欠いており、かわって信遍が遊覧当日に詠じた漢詩二首を掲げる（後述）。それに続けて、次のような曾孫司直の文章が末尾に置かれている。

この一卷は、曾祖父信遍、元文五年三月廿一日、為久・頼胤兩卿を墨田河にて御饗ありし時、その事に預りしをもて、私にしろし侍りしなり。これより先、丹後守直賢朝臣、享保のふるき光をかしこみ忍ぶとてそのさまを古法印惟信にゑが、せ、亡父勝雄にこの文しるせとあつらへ給へしほどに、青柳のいとまな

きつかへのきは、かたみにほだされ、年月をへにけるが、いつしか法印も父の翁もよみの国人となり、朝臣さへ寂光にかたがへありし後は、春の川舟よるべをうしなひ、春の一夜の夢がたりとなりき。しかるを松斎のぬし、孝の志厚く、朝臣の志をつがれ、ゑは法印のうま子にか、せ、詞をばをのれにゆだねしが、をのれがふでとる道にうときは、ぬしもとよりしり給ひながら、さるゆへよしあればとて、あながちにもとめ、しるきは春蚓のぬぢけたる様もていなみもはず、かゝる高妙のゑのしりへをけがす事とはなりぬ。初尾もて貂をつげりとやいはむ。文政二年長月の菊の籬の露を覗にうけて、すみだ河にのぞめるたかどの、西の窓のもとに、源司直記す。

狩野晴川画

成島司直書

屋代弘賢管銘

「丹後守直賢朝臣」とは、岡村余次郎直賢のことで、寛政九年十二月十八日に従五位下丹後守に叙任されている（『寛政重修諸家譜』卷一三四五）。五百石取りの旗本で、小納戸組頭・清水家老・旗奉行などを歴任し、文政元年六月二十二日に没する（『寛政譜以降旗本家百科事典』第一巻）。「古法印惟信」は狩野養川院惟信で、「ゑは法印のうま子にか、せ」の「うま子」に該当するのが晴川院養信である（武田恒夫氏『狩野派絵画史』、吉川弘文館、一九九五年）。「松斎のぬし」は、文脈からいえば岡村丹後守直賢の子虎之進直恒にあ



たるはずだが、直恒に「松齋」の号があったかどうかは資料の裏付けが取れない。

司直のこの文章から窺えるのは、岡村直賢が享保の吉宗の治政を賛仰する心を持ち、当時の文事を象徴する隅田川遊覧を養川院惟信に描いてもらい、勝雄には「春の御ふね」の本文を書くよう依頼していたが、なかなか実現できないまま時が経ち、その子孫達が志を継いで完成させたという経緯である。木挽町狩野家の重鎮晴川院が絵筆をとり、成島家の地位を向上させた司直が曾祖父をしのびつつ本文を書し、さらに管銘を当代一の能書家屋代弘賢が記すという、近世後期の幕府の文事を象徴するかのような贅沢な一品が、岡村家に奉呈するためだけに作成されたのだとすれば、何とも勿体ない話であるが、それが文化を愛好する幕臣達の間である程度共有された感覚であったろうことは推測できる。国会図書館本がこの本をもとに写し取られたのは確かであろうから、有力な伝本の一つには違いない。

- ③ 国立公文書館内閣文庫蔵『墨海山筆』（請求番号 二一七一  
三一）巻五十一所収本

末尾に、『全集』の本文とは若干十字句を異にしつつも為村からの依頼を掲げる。その後、

右春のみふねは成島道筑信遍所作也。

の識語があり、さらに

右一卷者以屋代弘賢翁之本令写之。

弘化二乙巳年十月 梅処閑人

との奥書を有して、『墨海山筆』を編んだ梅処閑人が屋代弘賢の蔵本をもとに写したことが知られる。弘賢も冷泉家の門人であるから、成島家から架蔵本を提示されて写本を作る便宜を与えられたとしても不思議はない。

以上の三点の校異を掲げるに当り、①の『全集』本文を底本に選り、信遍自筆本による書き入れがどのように行われているか、また底本と国会図書館本（「国」の略称で示す）・内閣文庫『墨海山筆』所収本（「内」の略称で示す）との異同はどうか、を注記することとした。なお、底本と「国」「内」との異同、そして自筆本による書き入れが同じ箇所に見られる場合は、まず「国」「内」との異同を示し、次に底本に施された書き入れについて触れる形に統一した。「国」「内」への言及がないものは、底本と自筆本との異同のみが存在し、底本と「国」「内」との異同がないことを意味している。

春の御ふね<sup>①</sup>

その比、冷泉大納言殿<sup>②</sup>・葉室大なごん殿<sup>④</sup>、隅田河に逍遙せさせ給ふ。これは私の事にもあらず。関東の御さたとして、萬きよらをつくしたる御もてなしにぞ有ける。

時は弥生の廿一日也<sup>(8)</sup>。かねて、あさての程みふねのずきにめし加へらるべきあらまし、加納久通朝臣、仰ごことを伝へられ、かしこまりを申て、鳥がねまたず御やどりにまいる。廿日の月空たかうさしのぼりて、いとえむなる空を見るにも、けふのみふねに波風はあらじばやと、心のうちいとたのもし。二かたの出させ給ふは辰の時とさだめなり。たつの口といふ所に艤ひす。舟花のとばり朝日にかゞやき、麒麟丸・大竹丸などいふ御船きら、かにかざり、錦のともづな、白がねのこがねの具どもひかりあひたる、この世にあべきものともなし。御さきおふ声いかめしう、往来の人こ、かしこに蹲まりて、あなとうと、あなめでたしと見奉るなるべし。

吾孀にて見もなれぬ狩衣姿、えびぞめは冷泉殿、うす花田は葉室殿にこそ。御船にうつろはせ給ふあはひ、けふのことうけたまはるたれがしくれがし名だめす。みふねす、みて、松の葉の常盤の橋を左になし、河波に棹さす程、あづまみち二りばかりありて、左右の家あき人の、よき衣きたるもわかきめども、幾千々となくむれ居てみたてまつる。よねつみたる倉ども数も限らずたてつき、こなたかなたにつらなれるがこちたきまである、実も富る世のすがたとめであへり。

三股の瀬をこして大河にいづ。ことし雪しはく、打ちりて、まだ此ごろもあしたの風さえわたり、河波しろう吹立て、みん人ぞろさむげなれど、めなれぬ山水に心うつしてわきまへず。

梅はちりて若楓のめも春にもえ出たるおほし。桃の花白き紅なる、所々に咲まちへたるを、二方ことにめでさせ給ふ。なべて花もみちを心となさせ給ふは、下種のしるべきにもあらず。所々の御もてなしどもたえまをかず。みき・くだものやうのもの、老せぬ国をや船のうちに尋らん。かやうのこと、かくともつきまじければ、さてやみぬ。

高家といへるは、みな法師歩霊の流にして、位司も世にならぶべくもあらねば、雲の上のことども執し侍るなり。けふも誰某くれがしの朝臣そのことうけ給はる。あはれ、もとのねざしもの山下にうまれて、かゝるあはひにたちまじらふことよ。すみの山を左の手にさ、げし夢にやあらん。あしひきの大和ことばのかたはしさえづりならひて侍りしが、冷泉家に道のしるべあふぎ奉ることをはやうゆり給はりしより、かゝるむしろにかずまへさせ給はるも、ひとへに御恵の露也。扱も身のうへをおもへば、いかにいひ出んことの葉もなし。いかなることをなしてか、つなで縄ながき日の御慰めをもつかうまつらんの心つきて侍るにぞ、さるがうともおほかるべし。

此すみだ河原は、むさしとしもつふさの中に名もながれしかば、いにしへより雲の月も影をうかべ、こと葉の花も世にながれしをと、六十一とせのむかししれるかいへり。しかあれば、たえにしをもつき、すたれしをもおこさせおはします時となりて、かゝる山水の心をも汲しらしめしもよほしたてさせおはし

ますならんと、二方の、たまわす。

日たかうさしのほりぬ。筑波山を吹こす風に雲かすみをはらひて、ち、ぶね・黒かみ・あしがらなどの山端すぎくみにみす。心ありげなり。消残る雪のよそめ、絵にもか、まほし。不尽の山は年々めなれさせ給へば、それかあらぬともとはせ給はず。とこめづらなりとのみの給はず。御かはらけまいるほど、あみどもおろして、すがやかなるをのこどもあかききぬきて船をさし行めぐる、てふ鳥の水にうかべるに似たり。色々のいろいろずどもあまたとりよろこび、けに入てもてまいれり。殊におかしと興せさせ給ふ。

午の貝ふくころ、木母寺に着ぬ。一木ふた木のさくらはころびそめて、日うら、かにたけぬ。よべ近江守以興朝臣、御まうけの為にこゝにきて、

花もや、綻そめてすみだ川都の人のとふを待らし  
と聞えしかば、

あすかけてみやこの人に聞せばや花めづらしき露のこの葉となん聞えかはしつ。汐の干潟に鳥どもあまたむれるてあさる。それがなかに所の名におへるもあるなるべし。御殿づくりは千里の野山をうけて入江にのみめり。あなたの洲崎にあやしの小家ども見えて、木立ものふりし。関屋の里と申よしを啓す。けふめとまる所とて御気しきことにうるはし。

供御まいるほどは、おほやげさまのことなれば、いさ、かし

ぞきてあり。よべ、明日の逍遙折にふれてからうた奉れと仰ごとのあらまし承れば、せばき袖かき合せて楨のはしらによりゐたるが、あまりにあんじほれてくびほねもいたうぞ覚えし。もとよりもんにな擬生のきはにしもあらず、才学拙ければ、石の火の打いでんことのはもなし。

前栽ちりなくしはたり。舟にてわたらせ給ふ。中島にわざとたちて、軽らかにことそぎつくられたる所に入おはします。みきまいる。硯れうし奉り、階をくだりてうづくまる。冷泉殿、

すみだ川こゝにけふこしみやこ鳥ありしたためしもとひてこそ  
しれ

花鳥に霞むや千里すみだ川船とめて見る遠近の春  
初花もけふこそ見つれ珍らしき隅田河原の春をとひきて

葉室どの、よませ給ふ、

豊なる世々をかさねて隅田川広き汀の波もさはがず  
聞しにもこえてこそ見れ角田川汀の波も花に匂ひて  
からうた奉り、ぬかづき居たり。みけしきあり。みき給はる。よ、  
とえひたり。みだり心ちにけうくくなるふるまひなどまじらば  
とおもふ、いとくるし。右近大鹿の清基、

朝附日長閑き光さしそひて波にか、やく朱のそほ舟

二国の中行水のすみだ川幾代尽せぬながれ成らん

玄蕃のせう藤原祐良、

くりかへし詠もあかず角田川岸のむかひの青柳の糸  
内匠のおなり、

にこりなく治れるよの隅田川けふの御船の跡は絶せじ

筑波山峰吹おろす春風に角田河原の花ぞ綻ぶ

この翁は、世心つきてこもり居たるを、こたび葉室殿にめして御ともにさぶらひたり。歳は七十あまりにあれど、心わかやかに、さすが放下づきておかしとみる人なり。けふにみあひ奉るは偏に極楽世界に生れ出たる思ひして、かたじけなき御もてなしにも侍るやと、いけるかひつくりてえひなく涙、かれいるのうへに落て、又さかづきをやうかぶらん。和歌をもと冷泉殿仰あれば、

都鳥大宮人になづさひて隅田河原のむかしかたらへ

時津風治る世とて隅田河春のみふねに波も音せず

となんけいす。かゝるむしろにのぞむべき身のきはにもあらねす、難波のあしからじと用意すともよしあるふしもあらじを、ましていとふえひて侍れば、なでう至りふかきかたかあらん。

申のさかりにかつらのさほさしかへる。南のかせゆるやかに吹出で、はじめ見し山々みな霞わたり、えもいはぬ春のけしき也。いさなとるあみども、あごと、のへて、かなたこなたによりかふに、たかばかり三たけばかりなるいほの、しろふ見えておどれるがあまたにあれば、都にてめなれぬ事のめもあやなりとて、御前の人ども山とよむまでいひの、しる。棹歌をもこめてきてあらたにつくりてうたひつれたる、糸竹よりもけうありと

て、みな人めできこゆ。御いきほひあめの下をなびかし、ひとの国までなびきしたがへる御恵をあふがぬはなし。

日のくれ行ま、火あまた所にたきて御舟をみちびき、月あらばやといふも、梅が香を柳の枝のねがひ成べし。御やどりにつきて清基が袖をひかへて、

かへり行みやこの人にかたりつけ隅田川原の春の舟路を

こや御方にこそ申さめとて、返しはせず。みやこの人は用意ありてぞ覚しか、日を経へ、都より、ためむら卿

聞わたるめぐみもひろしすみだ河まれの舟路の春のあそびは

後に為村卿より

春のみふね私記とて人におくられし一まきを見侍るに、かの逍遙ありしをまのあたり今見るやうにおほへ、

かく筆にうつすあはれぞ浅からぬすみだ河原の春のふること

を  
おもひつゞくるのあまり、此紙にさらに書ておくれ侍らば、のぞみにかなひ候はん。げにさながら春のひと夜の夢がたりになむ。

(1) 頭欄「元文五年三月廿一日条云、勅使冷泉・葉室、隅田川え被相越、高家長沢壱岐守・前田隠岐守・織田淡路守、大目付能勢甚四郎・神尾市左衛門相越。三月十三日参着、同十五

日御対顔、同十八日御饗応、同十九日御暇、同廿一日墨水遊覧、  
同廿三日帰路発駕。御馳走掛、毛利甲斐守匡敬。

- (2) 「その比」の右に傍記「弥生の廿日あまり一日」。
- (3) 「大納言殿」の右に傍記「為久卿五十五」。
- (4) 「大なごん殿」の右に傍記「頼胤卿四十四」。
- (5) 「あらず」の下に補入「もはら」。
- (6) 「御さたとして」の右に傍記「もよほしより出て」。
- (7) 「つくし」——「つくされ」(国・内)。
- (8) この一文、括弧に入れる。
- (9) 「加納久通」——「久道」(国)。
- (10) 「伝へられ」の下に補入「しまゝ」。
- (11) 「空」——ナシ(国・内)。
- (12) 「のぼりて」——「のぼり」(国)。
- (13) 「えむなる」の下に補入「春の」。
- (14) 「ばや」の右に傍記「ものを」。
- (15) 「なり」——「あり」(国・内)。
- (16) 「す」の右に傍記「しぬ」。
- (17) 「舟」——ナシ(国・内)。
- (18) 「たる」——「たり」(国)。
- (19) 「あべき」——「あるべき」(内)。
- (20) 「なし」の右に傍記「見えず」。
- (21) 「こ、かしこに」の右に傍記「をとゞめ、かなたこなたに」。
- (22) 「御船」の上に補入「こしより」。
- (23) 「あはひ」の右に傍記「ほど」。
- (24) 「わかきめ」の右に補入「花をおりたる」。
- (25) 「幾千々」——「幾千」(国)。
- (26) 「こして」——「さしこして」(国・内)。
- (27) 「そゞろ」——「そゞろに」(内)。
- (28) 「おほし」の左に傍記「いとうつくし」。
- (29) 「まぢへ」——「さしへ」(国)。
- (30) 「御もてなし」——「みもなし」(国)。
- (31) 「かやう」——「かうやう」(国・内)。
- (32) 「ならぶ」——「なずらふ」(国) 「なづろう」(内)。
- (33) 「執し」——「執しめ」(内)。
- (34) 「もとの」の右に補入「蓮生の」。
- (35) 「大和ことば」——「やまとことの葉」(国) 「やまと言の葉」(内)。
- (36) 「奉る」——「奉れる」(内)。
- (37) 「ことを」——「事をしも」(内)。
- (38) 「給はる」——「給ふる」(内)。
- (39) 「さるがうごとも」——「さるがう事ども」(内)。
- (40) 「こと葉」——「ことの葉」(内)。
- (41) 「が」の右に補入「翁」。
- (42) 「しかあれば」——「されば」(内)。

- (43) 「おはしますならん」——「おはしますならん」(内)。
- (44) 「筑波山」——「筑波の山」(内)。
- (45) 「ち、ぶね」——「秩父」(内)。
- (46) 補入「あなたおもて、こなたおもてに」。
- (47) 「め」——「見」(国・内)。
- (48) 「あらぬ」——「あらぬか」(国・内)。
- (49) 「すがやかなるをのこどものあかききぬきて」——ナシ(内)。
- (50) 「似たり」——「似たる」(国)。
- (51) 「よろこび」——「よろひ」(国・内)。
- (52) 「為に」——「ため」(内)。
- (53) 「都の」——「大宮」(国・内)。底本、「都の」の右に傍記「大にみや」。
- (54) 「待らし」——「まつらん」(国)。
- (55) 「所の」——「所に」(国)。
- (56) 「のみめり」——「のぞめり」(国・内)。
- (57) 「ものふりし」——「ものふかし」(国・内)。
- (58) 「啓す」——「申す」(国)。
- (59) 「けふ」——「げに」(国・内)。
- (60) 「供御」——「おもの」(国)。「御もの」(内)。
- (61) 「逍遙」——「御逍遙」(内)。
- (62) 「せばき」——ナシ(国・内)。
- (63) 「くびほねも」——「首骨」(国・内)。
- (64) 「しはたし」——「しわたし」(国・内)。
- (65) 「ことそぎ」——「そぎ」(内)。
- (66) 補入「風いと寒く吹とほしぬれば、屏風ひとよろひたてつ」。
- (67) 「くだりて」——「下り」(国)。
- (68) 「汀」の右に傍記「ながれ」。
- (69) 「ぬか」——「ぬる」(国)。
- (70) 「心ちに」——「こ、ち」(国)。「心地」(内)。
- (71) 「いとくるし」の下に補入「青侍どもの中に」。
- (72) 「基」の右に傍記「つね」。
- (73) 「さしそひて」——「さし添て」(国)。「さしそえて」(内)。
- (74) 「ながれ成らん」の右に傍記「なにながるらん」。
- (75) 「のぶなり」——「寿詞」(国・内)。底本、「なり」の右に傍記「寿詞」。
- (76) 「おろす」の右に傍記「こゆる」。
- (77) 「みあひ」——「あひ」(国・内)。
- (78) 「奉るは偏に極楽世界に生れ出たる思ひして」——ナシ(国)。
- (79) 「侍るや」——「侍るかな」(国)。「侍る哉」(内)。
- (80) 「いける」——「いひける」(内)。
- (81) 「大宮」の右に傍記「みやこの」。
- (82) 「に」——「の」(国・内)。
- (83) 「けいす」——「申す」(国)。「けいする」(内)。
- (84) 「あらねす」——「あらねば」(国・内)。底本、「す」を見

消にして「ば」と訂正。

- (85) 「さかりに」——「さかり」(内)。  
 (86) 「いさなとる」——「いかなる」(内)。  
 (87) 「より」——「ちり」(国・内)。  
 (88) 「あまたに」——「あまた」(国)。  
 (89) 「棹歌」——「棹の歌」(国・内)。  
 (90) 「あめの」——「あめが」(国・内)。  
 (91) 「火あまた所にたきて御舟をみちびき」——「ともし火ども河岸に見へ、浪をやくかゞり火あまた処にたきて御舟をみち引」(内)。

- (92) 「ひかへて」——「ひかへて、かく」(内)。  
 (93) 「経ツルへ」——「へて」(国・内)。  
 (94) 「都より」の下に補入「たまはせ給ふ」。  
 (95) 「後に為村卿より」——「と仰下さる。後に為村卿より」(内)。  
 国は「後に為村卿より」以下の部分をすべて欠く。  
 (96) 「見侍るに」——「見侍る也」(内)。  
 (97) 「おぼへ」——「覚て」(内)。

ちなみに、この遊覧に際して信遍の詠じた漢詩は、「春の御ふね」の本来の部分には収録されず、国会図書館本の司直和文の前に次のように置かれている。

この日のからうた

星文曉動鳳凰樓	錦纜牙檣尋古游
賞眺応同天上座	乾坤偏似鏡中浮
一時詩賦鄒枚筆	千載風流李郭舟
愷樂陪君魚在藻	随波好更問瀛州
また	
樓船簫鼓發春風	漢氏橫汾此日同
緯象光臨瓊海外	麒麟影動翠濤中
明時游子皆軌物	上国文章共鬱葱
更有任公若魚賜	恩波旁及澗河東

なお、宮城県図書館伊達文庫蔵『公武詩歌聞書』（請求番号九一一・二六四・二六）下冊には、「承教奉陪天使汎舟隅田川」と題し、「東都中秘書少監 成島道筑 鳴鳳卿」の名乗で一首目の詩のみを載せるが、第四句の「偏」を「寧」に、第五句の「詩」を「詞」にそれぞれ作るなど、若干の相違がある。

また、和歌に關しても、信遍の家集『三世のなみ』（引用は内閣文庫蔵本に拠る）に、

冷泉・葉室両卿墨田川に逍遙のとき、かのみ舟に陪せよと仰せごとを奉て、から歌の跡にして歌をもと聞へさせ給ひしか

ば

都鳥大宮人になづさひてすみだかはらのむかしかたらへ  
 治れる世の風しるく墨田川春のみ舟に浪も音せで  
 二首ともよろしく、書てまいらせよと仰す。

春のみ舟といふ筆すさびを、為村卿より、書て奉れと仰ありしが、れうしまでを給りて、書て参らせける叙に

とる筆もはかなき水の墨田川かへらぬ花のはるはながれて

墨田川みし世の春は逝水のせぎりにむせぶ花のうたかた

御そへ書、二首ともによろし、清書してこさるべし。これは為久卿逝去の後なり。

とあるように、遊覧の際の二首目の初句・二句・結句に異文を生じたり、後に為村に対して新写本を奉呈するに当って詠じた、「春の御ふね」には見えなかつた和歌二首が収録されたりして、隅田川遊覧時に詠じた詩歌の形が当事者信遍の内部でもすでに曖昧模糊とし、信遍生前から異伝を生じつつあったことが窺える。これはもはや諸本の書誌的検討の範疇を超えている。信遍とその子孫たちが、次々と到来する「春の御ふね」書写の要求に応えるうちに、自ら異伝・異文を作り出していったと見なければならぬ。（未完）

〔付記〕

本稿は、平成二十四年度科学研究費補助金基盤研究（C）

「近世堂上派歌人の宗匠選択についての研究」による研究成果の一部である。



## A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (13)

Keiichi KUBOTA

I have written Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1739 in serial form, and this paper deals with articles presented to him in 1740.

In January, dignitaries around Tokugawa Yoshimune ordered the librarians of Momijiyama Library and Nobuyuki to search the library for documents about the administration of lands in China.

In March, Reizei Tamehisa and Hamuro Yoritane came to Edo as messengers of the Emperor. The Tokugawa Shogunate invited them to sightseeing boats floating on the Sumida River. Nobuyuki accompanied them, composed Chinese poems and *waka*, and wrote a travel piece "Haru no Mifune".

